

○ 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書兼（特定増改築等）住宅借入金等特別控除計算明細書

（記載例 1）平成 28 年分につき住宅借入金等特別控除を確定申告で受けた人が令和 6 年分について年末調整でこの控除を受ける場合

給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書の記載例

（この記載例は、令和 6 年分の年末調整において住宅借入金等特別控除を受ける場合の「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」（以下「控除申告書」といいます。）の書き方の例です。なお、この記載例は、連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合について説明しています。

● ①欄 及び ⑥欄 には、2か所以上の金融機関等から「残高等証明書」の交付を受けている方は、その全てに基づいて、それぞれ①欄又は⑥欄に記入します（住宅借入金等の借換えを行った場合又は連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合は、右の説明をご覧ください）。

①欄 は、「残高等証明書」に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて記入します。なお、①の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と④又は⑤の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を共に有する場合には、税務署にお尋ねください。

● ②欄 の記入に当たっては、取得対価の額を家屋と土地等に区分しないで合計額を確定申告書に記入している場合には、下部の証明事項の⑩の金額を④欄及び⑤欄に記入します（この場合には、証明事項の⑩の金額の左側に「計」が表示されています）。

● ③欄 は、下部の証明事項の④・⑤・⑥の面積及びその割合を記入します。なお、割合は小数点以下第 4 位まで算出し、第 4 位を切り上げて記入します。ただし、その割合が90%以上である場合は100%と記入します。

※③欄の③の記入について
控除申告書③欄の③の記入に当たっては、④欄の③の割合と⑤欄の③の割合と⑥欄の③の割合が、同じ場合は④欄の③の割合又は⑤の割合を書き、異なる場合は④欄の③を省略して、⑥欄の③に下の算式により計算した ii と ii の金額の合計額を書きます（下の算式により計算した場合には「備考」欄の書き方も参照してください）。

(算式)

$$i = \frac{\text{④欄の③の金額}}{\text{④欄の②の金額}} \times \frac{\text{③欄の③又は⑦の割合}}{\text{③欄の③又は⑦の割合}} = \text{円}$$

$$ii = \frac{\text{⑥欄の③の金額}}{\text{⑥欄の②の金額}} \times \frac{\text{③欄の③の割合}}{\text{③欄の③の割合}} = \text{円}$$

● ⑧欄 は、下部の証明事項の⑪・⑫の金額及びその割合をそれぞれ記入します。なお、割合は小数点以下第 4 位まで算出し、第 4 位を切り上げて記入します。ただし、その割合が90%以上である場合は100%と記入します。

● ⑩欄 及び ⑬欄 は、記入の必要はありません。

● 「年間所得の見積額」欄 には、その年の1月1日から12月31日までの合計所得金額の見積額を記入します。

(注)「合計所得金額」とは、総所得金額、特別控除前分離課税の長(短)期譲渡所得金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、申告分離課税の上場株式等に係る配当所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額です。

ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前金額をいいます。

※ 令和 6 年分の確定申告において適用される法律に基づいています。

● 「備考」欄 の記入に当たっては次によります。

1 災害によりその家屋を居住の用に供することができなくなり、翌年以後、引き続き控除を受ける場合には、「災害発生日令和〇年〇月〇日」と記載します。

2 ③欄の③の記入に当たり、「③欄」の書き方の算式により計算した場合には、算式に当てはめた計算を書きます。なお、「備考」欄に書ききれない場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

この欄は「控除申告書」の提出を受けた給与の支払者が記載します。

平成36年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書 給与の支払者(印)

(この申告書は、年間所得の見積額が3,000万円を超える方は提出できません。)

年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けた旨で、申告します。

給与の支払者 名称(氏名)	〇〇株式会社	(フリガナ) あなたの住所 又は 郵便	国税太郎
給与の支払者 の所在地(住所)	〇〇市△△町×××××		

新築又は購入に係る借入金等の計算		増改築等に係る借入金等の計算	
区分	金額等	区分	金額等
① 借入金額	18,000,000	① 借入金額	18,000,000
② 借入期間	100	② 借入期間	100
③ 借入利率	70.00	③ 借入利率	80.00
④ 借入元金	70.00	④ 借入元金	80.00
⑤ 借入利息	70.00	⑤ 借入利息	80.00
⑥ 借入手数料		⑥ 借入手数料	
⑦ 借入手数料		⑦ 借入手数料	
⑧ 借入手数料		⑧ 借入手数料	
⑨ 借入手数料		⑨ 借入手数料	
⑩ 借入手数料		⑩ 借入手数料	
⑪ 借入手数料		⑪ 借入手数料	
⑫ 借入手数料		⑫ 借入手数料	
⑬ 借入手数料		⑬ 借入手数料	
⑭ 借入手数料		⑭ 借入手数料	
⑮ 借入手数料		⑮ 借入手数料	
⑯ 借入手数料		⑯ 借入手数料	
⑰ 借入手数料		⑰ 借入手数料	
⑱ 借入手数料		⑱ 借入手数料	
⑲ 借入手数料		⑲ 借入手数料	
⑳ 借入手数料		⑳ 借入手数料	
㉑ 借入手数料		㉑ 借入手数料	
㉒ 借入手数料		㉒ 借入手数料	
㉓ 借入手数料		㉓ 借入手数料	
㉔ 借入手数料		㉔ 借入手数料	
㉕ 借入手数料		㉕ 借入手数料	
㉖ 借入手数料		㉖ 借入手数料	
㉗ 借入手数料		㉗ 借入手数料	
㉘ 借入手数料		㉘ 借入手数料	
㉙ 借入手数料		㉙ 借入手数料	
㉚ 借入手数料		㉚ 借入手数料	
㉛ 借入手数料		㉛ 借入手数料	
㉜ 借入手数料		㉜ 借入手数料	
㉝ 借入手数料		㉝ 借入手数料	
㉞ 借入手数料		㉞ 借入手数料	
㉟ 借入手数料		㉟ 借入手数料	
㊱ 借入手数料		㊱ 借入手数料	
㊲ 借入手数料		㊲ 借入手数料	
㊳ 借入手数料		㊳ 借入手数料	
㊴ 借入手数料		㊴ 借入手数料	
㊵ 借入手数料		㊵ 借入手数料	
㊶ 借入手数料		㊶ 借入手数料	
㊷ 借入手数料		㊷ 借入手数料	
㊸ 借入手数料		㊸ 借入手数料	
㊹ 借入手数料		㊹ 借入手数料	
㊺ 借入手数料		㊺ 借入手数料	
㊻ 借入手数料		㊻ 借入手数料	
㊼ 借入手数料		㊼ 借入手数料	
㊽ 借入手数料		㊽ 借入手数料	
㊾ 借入手数料		㊾ 借入手数料	
㊿ 借入手数料		㊿ 借入手数料	

④ 年間所得の見積額 8,800,000

⑤ 住宅借入金等特別控除額 36,000,000

⑥ 住宅借入金等特別控除額 180,000

平成36年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

〇〇市△△町×××××

国税太郎 様

平成 29 年 10 月 16 日

〇〇税務署長 〇〇 〇〇

(証明事項)

区分	金額等	区分	金額等
① 借入金額	18,000,000	① 借入金額	18,000,000
② 借入期間	100	② 借入期間	100
③ 借入利率	70.00	③ 借入利率	80.00
④ 借入元金	70.00	④ 借入元金	80.00
⑤ 借入利息	70.00	⑤ 借入利息	80.00
⑥ 借入手数料		⑥ 借入手数料	
⑦ 借入手数料		⑦ 借入手数料	
⑧ 借入手数料		⑧ 借入手数料	
⑨ 借入手数料		⑨ 借入手数料	
⑩ 借入手数料		⑩ 借入手数料	
⑪ 借入手数料		⑪ 借入手数料	
⑫ 借入手数料		⑫ 借入手数料	
⑬ 借入手数料		⑬ 借入手数料	
⑭ 借入手数料		⑭ 借入手数料	
⑮ 借入手数料		⑮ 借入手数料	
⑯ 借入手数料		⑯ 借入手数料	
⑰ 借入手数料		⑰ 借入手数料	
⑱ 借入手数料		⑱ 借入手数料	
⑲ 借入手数料		⑲ 借入手数料	
⑳ 借入手数料		⑳ 借入手数料	
㉑ 借入手数料		㉑ 借入手数料	
㉒ 借入手数料		㉒ 借入手数料	
㉓ 借入手数料		㉓ 借入手数料	
㉔ 借入手数料		㉔ 借入手数料	
㉕ 借入手数料		㉕ 借入手数料	
㉖ 借入手数料		㉖ 借入手数料	
㉗ 借入手数料		㉗ 借入手数料	
㉘ 借入手数料		㉘ 借入手数料	
㉙ 借入手数料		㉙ 借入手数料	
㉚ 借入手数料		㉚ 借入手数料	
㉛ 借入手数料		㉛ 借入手数料	
㉜ 借入手数料		㉜ 借入手数料	
㉝ 借入手数料		㉝ 借入手数料	
㉞ 借入手数料		㉞ 借入手数料	
㉟ 借入手数料		㉟ 借入手数料	
㊱ 借入手数料		㊱ 借入手数料	
㊲ 借入手数料		㊲ 借入手数料	
㊳ 借入手数料		㊳ 借入手数料	
㊴ 借入手数料		㊴ 借入手数料	
㊵ 借入手数料		㊵ 借入手数料	
㊶ 借入手数料		㊶ 借入手数料	
㊷ 借入手数料		㊷ 借入手数料	
㊸ 借入手数料		㊸ 借入手数料	
㊹ 借入手数料		㊹ 借入手数料	
㊺ 借入手数料		㊺ 借入手数料	
㊻ 借入手数料		㊻ 借入手数料	
㊼ 借入手数料		㊼ 借入手数料	
㊽ 借入手数料		㊽ 借入手数料	
㊾ 借入手数料		㊾ 借入手数料	
㊿ 借入手数料		㊿ 借入手数料	

証明事項の各欄は、平成28年分の申告に基づいて記載しています。なお、「家屋又は土地等の取得対価の額」は、補助金等の額及び住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額を控除した後の金額です。

【住宅借入金等の借換えを行った場合】

住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等（一定の要件を満たすものに限ります。）の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額を「控除申告書」①欄又は⑥欄に記入します。

本年の住宅借入金等の年末残高 × 借換え直前の当初住宅借入金等残高 / 借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額

【連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合】

連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合には、次の設例を参考に連帯債務による住宅借入金等のうちあなたの負担すべき部分の年末残高を計算し、「控除申告書」①欄又は⑥欄に転記します。

○ 設例 (中央の証明書兼申告書は、この設例に基づいて記載しています。)

平成 28 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

①住所及び氏名

住所	〇〇市△△町×××××	氏名	国税春子
氏名	国税太郎	氏名	国税春子

②居住用部分の区分又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

区分	金額等	区分	金額等
① 借入金額	40,000,000	① 借入金額	40,000,000
② 借入期間	100	② 借入期間	100
③ 借入利率	70.00	③ 借入利率	80.00
④ 借入元金	70.00	④ 借入元金	80.00
⑤ 借入利息	70.00	⑤ 借入利息	80.00
⑥ 借入手数料		⑥ 借入手数料	
⑦ 借入手数料		⑦ 借入手数料	
⑧ 借入手数料		⑧ 借入手数料	
⑨ 借入手数料		⑨ 借入手数料	
⑩ 借入手数料		⑩ 借入手数料	
⑪ 借入手数料		⑪ 借入手数料	
⑫ 借入手数料		⑫ 借入手数料	
⑬ 借入手数料		⑬ 借入手数料	
⑭ 借入手数料		⑭ 借入手数料	
⑮ 借入手数料		⑮ 借入手数料	
⑯ 借入手数料		⑯ 借入手数料	
⑰ 借入手数料		⑰ 借入手数料	
⑱ 借入手数料		⑱ 借入手数料	
⑲ 借入手数料		⑲ 借入手数料	
⑳ 借入手数料		⑳ 借入手数料	
㉑ 借入手数料		㉑ 借入手数料	
㉒ 借入手数料		㉒ 借入手数料	
㉓ 借入手数料		㉓ 借入手数料	
㉔ 借入手数料		㉔ 借入手数料	
㉕ 借入手数料		㉕ 借入手数料	
㉖ 借入手数料		㉖ 借入手数料	
㉗ 借入手数料		㉗ 借入手数料	
㉘ 借入手数料		㉘ 借入手数料	
㉙ 借入手数料		㉙ 借入手数料	
㉚ 借入手数料		㉚ 借入手数料	
㉛ 借入手数料		㉛ 借入手数料	
㉜ 借入手数料		㉜ 借入手数料	
㉝ 借入手数料		㉝ 借入手数料	
㉞ 借入手数料		㉞ 借入手数料	
㉟ 借入手数料		㉟ 借入手数料	
㊱ 借入手数料		㊱ 借入手数料	
㊲ 借入手数料		㊲ 借入手数料	
㊳ 借入手数料		㊳ 借入手数料	
㊴ 借入手数料		㊴ 借入手数料	
㊵ 借入手数料		㊵ 借入手数料	
㊶ 借入手数料		㊶ 借入手数料	
㊷ 借入手数料		㊷ 借入手数料	
㊸ 借入手数料		㊸ 借入手数料	
㊹ 借入手数料		㊹ 借入手数料	
㊺ 借入手数料		㊺ 借入手数料	
㊻ 借入手数料		㊻ 借入手数料	
㊼ 借入手数料		㊼ 借入手数料	
㊽ 借入手数料		㊽ 借入手数料	
㊾ 借入手数料		㊾ 借入手数料	
㊿ 借入手数料		㊿ 借入手数料	

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

住宅取得資金の借入 住所 〇〇市△△町×××××

れ等をしている者 氏名 国税太郎

住宅借入金等の内訳 1 住宅のみ 2 土地等のみ ③ 住宅及び土地等

住宅借入金等の金額	予定額	36,000,000	円
住宅借入金等の金額	年初金額	平成28年 7月 17日	40,500,000
償還期間又は支払期間	平成28年 7月から	令和 23年 6月まで	25年
居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に要した費用の額			円

(備考) 連帯債務者 国税春子

租税特別措置法施行令第26条の3第1項の規定により、令和 6 年 12 月 31 日における租税特別措置法第 26 条第 1 項に規定する住宅借入金等の金額、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同法第 5 項に規定する耐熱改修住宅借入金等の金額又は同法第 8 項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額等について、上記のとおり証明します。

連帯債務による住宅借入金等の年末残高(円) × あなたの負担すべき割合(%) = 連帯債務による住宅借入金等の年末残高のうちあなたの負担すべき部分の年末残高(円)

36,000,000 × 50 = 18,000,000

→ 「控除申告書」の①欄に転記します。

(注) 「あなたの負担すべき割合」については、原則として、「計算明細書」の④欄によります。

「備考」欄に、他の連帯債務者から、「私は連帯債務者として、右上の住宅借入金等の残高〇〇〇〇〇円のうち、〇〇〇〇円を負担することとします。」等の文言、住所及び氏名の記入を受けてください。その方が給与所得者である場合には、その勤務先の所在地及び名称も併せて記入を受けてください。

なお、「備考」欄に書ききれない場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

(記載例2) 令和3年分につき住宅借入金等特別控除を確定申告で受けた人が令和6年分について年末調整でこの控除を受ける場合

給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書兼(特定増改築等)住宅借入金等特別控除計算明細書の記載例

(この記載例は、令和6年分の年末調整において(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける場合の『給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書兼(特定増改築等)住宅借入金等特別控除計算明細書』(以下「控除申告書」といいます。))の書き方の例です。この『控除申告書』を計算明細書として使用し、確定申告書に添付する場合も書き方は同じです。

この欄は、『控除申告書』の提出を受けた給与の支払者が記載します。

給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書
兼(特定増改築等)住宅借入金等特別控除計算明細書
令和6年分

給与の支払者の名称(氏名)	〇〇株式会社		(フリガナ) あなたの氏名	国税 太郎	
給与の支払者の法人番号	〇〇〇〇〇〇××××		あなたの住所又は居所	〇〇市△△町××××	
給与の支払者の所在地(住所)	〇〇市△△町××××		〇〇市△△町××××	〇〇市△△町××××	
年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。					
項目	④住宅のみ	⑤土地等のみ	⑥住宅及び土地等	⑦増改築等に係る借入金等の計算(注1)	
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高(円、連帯債務による借入金の額)	①		39,500,000	39,500,000	
住宅借入金等の年末残高(①のうち単独債務の額+①のうち連帯債務の額×「連帯債務割合」)	②		19,750,000		
②と証明事項の取得対価の額又は増改築等の費用の額のいずれか少ない方の金額	③		19,750,000		
③×「居住用割合」	④		19,750,000		
住宅借入金等の年末残高(④の欄の合計額)	⑤	19,750,000	年間所得の見積額	8,800,000	
特定増改築等の費用の額(注3)	⑧				
特定増改築等の費用の額に係る住宅借入金等の年末残高等(⑤と⑧の少ない方)(注3)	⑦				
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(⑦×1%)	⑧	197.500			

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

住宅取得資金の借入れ等をしている者	住所	〇〇市△△町××××	
	氏名	国税 太郎	
住宅借入金等の内訳	1 住宅のみ	2 土地等のみ	3 住宅及び土地等
住宅借入金等の金額	年末残高	予定額	39,500,000 円
	当初金額	令和3年7月17日	40,500,000 円
償還期間又は賦払期間	令和3年7月から	令和28年6月まで	25年 月間
居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に要した費用の額			
(摘要)	連帯債務者 国税 春子		

『控除申告書』の①欄に記載します。

イ ①欄には、2か所以上の金融機関等から『残高等証明書』の交付を受けている方は、その全てに基づいて、『残高等証明書』に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて記入します(⑥の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と④、⑧又は⑩の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を共に有する場合には、最寄りの税務署にお尋ねください)。連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合は、連帯債務による住宅借入金等の年末残高を①欄の「かつこ」内に記入します。住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限ります。)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額を『控除申告書』の①欄に記入します。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初残高}}$$

ロ 「④欄の④の居住用割合と⑧欄の④の居住用割合」又は「⑩欄の④の居住用割合と⑧欄の④の居住用割合」が異なる場合は、下の算式により計算した i と ii を合計した割合を⑥欄の④の「かつこ」内に記入します。なお、割合は小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第4位を切り上げて記入します(下の算式により計算した場合には「備考」欄の書き方も参照してください)。

(算式)

$$i \quad \frac{\text{⑩の金額又は⑧の金額}}{\text{⑩の金額又は⑧の金額}+\text{④の金額}} \times (\text{⑦又は⑨の割合}) = \underline{\hspace{2cm}}$$

$$ii \quad \frac{\text{⑧の金額}}{\text{⑧の金額又は⑩の金額}+\text{④の金額}} \times (\text{⑥の割合}) = \underline{\hspace{2cm}}$$

ハ ⑥欄及び⑦欄は、特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける方が記入します。

ニ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の重複適用(の特例)を受ける方は、『控除申告書』の重複適用1枚目及び重複適用2枚目の⑧欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の金額を合計して、その合計額を重複適用1枚目の重複適用(の特例)を受ける場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額欄に記入します。

ホ 「備考」欄の記入に当たっては次によります。
1 災害によりその家屋を居住の用に供することができなくなり、翌年以後、引き続き控除を受ける場合には、「災害発生日 令和〇年〇月〇日」と記載します。
2 ⑥欄の④の「かつこ」内の記入に当たり、上記ロの算式により計算した場合には、算式に当てはめた計算を書きます。なお、「備考」欄に書ききれない場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

令和6年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

左記の方が、令和3年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

〇〇市△△町××××

令和4年〇月〇日

国税 太郎 様

〇〇 税務署長 〇〇 〇〇

①居住開始年月日(特別特定)	②取得対価の額	③居住用割合	④連帯債務割合	⑤取得対価等の額	⑥居住用割合	⑦連帯債務割合
令和3年〇月〇日	11,000,000 円	100.0 %	50.00 %	12,500,000 円	100.0 %	50.00 %
⑧居住開始年月日	増改築等に関する事項		⑨特例期間(11年目～13年目)(※)における控除限度額			
年月日	①増改築等の費用の額	②特定増改築等の費用の額	③居住用割合	④連帯債務割合	⑤特例期間(11年目～13年目)(※)における控除限度額	
	円	円	%	%	66,600 円	
(備考) 適用対価の内訳額	200,000 円	各年分の控除額の計算の結果、この金額を上回ることはありません。※各年分の控除限度ではありませんのでご注意ください。				

証明事項の各欄は、令和3年分の申告に基づいて記載しています。

